

# 申込みのしおり

令和6年度版  
(令和7年1月発行)

広島県土木建築局  
住 宅 課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

## 目 次

	ページ
1 募集のあらまし	1
2 申込方法	1
3 申込みから入居決定まで	2
4 入居決定から入居まで	3
5 必要書類	4
6 県営住宅申込整理票の記入例	7
7 申込資格	8
8 収入基準	10
9 家賃の算定方法	20
10 選考方法	21
11 注意事項	22
◎ 県営住宅所在地一覧表	24
◎ 申込みについての問い合わせ先	26

◎ 定期募集は次の日程で行います。

区 分	県営住宅募集一覧の配布・ホームページ掲載開始予定日	申込受付(予定)期間(最終日消印有効)	入居時期(予定)
6月募集	令和6年6月4日(火)	令和6年6月11日(火)～令和6年6月13日(木)	令和6年9月
10月募集	令和6年10月1日(火)	令和6年10月8日(火)～令和6年10月10日(木)	令和7年1月
2月募集	令和7年1月23日(木)	令和7年1月30日(木)・31日(金)・2月3日(月)	令和7年4月

◎ 安佐北区の高陽、あさひが丘、虹山住宅、安佐南区の安佐、別所、緑丘住宅及び東区の平林住宅の募集は次の日程で行います。

区 分	県営住宅募集一覧の配布・ホームページ掲載開始予定日	申込受付(予定)期間(最終日消印有効)	入居時期(予定)
4月募集	令和6年4月2日(火)	令和6年4月9日(火)～令和6年4月11日(木)	令和6年7月
5月募集	令和6年5月7日(火)	令和6年5月14日(火)～令和6年5月16日(木)	令和6年8月
7月募集	令和6年7月2日(火)	令和6年7月9日(火)～令和6年7月11日(木)	令和6年10月
8月募集	令和6年8月5日(月)	令和6年8月13日(火)～令和6年8月15日(木)	令和6年11月
9月募集	令和6年9月3日(火)	令和6年9月10日(火)～令和6年9月12日(木)	令和6年12月
11月募集	令和6年11月5日(火)	令和6年11月12日(火)～令和6年11月14日(木)	令和7年2月
1月募集	令和7年1月7日(火)	令和7年1月14日(火)～令和7年1月16日(木)	令和7年4月
3月募集	令和7年3月4日(火)	令和7年3月11日(火)～令和7年3月13日(木)	令和7年6月

県営住宅募集一覧の配布・ホームページ掲載開始予定日、申込受付期間は、変更する場合がありますので、御了承ください。

※ 受付場所、申込受付機関の詳細等は県営住宅募集一覧で御確認ください。

※ 詳しくは、裏表紙の問い合わせ先に御確認ください。



# 1 募集のあらまし

県営住宅の募集は、①新築住宅への新規入居者を定めるためのものと、②転居等の理由で空家になった場合にその住宅への入居者を定めるものがあります。

県営住宅への申込みをされる場合、収入基準、同居親族、住宅の困窮等の資格要件がありますので、この「申込みのしおり」をよく読んでお申し込みください。

なお、募集する住宅、受付機関などについては、別冊「県営住宅募集一覧」をご覧ください。

# 2 申 込 方 法

所定の封筒に「県営住宅申込整理票」及び「抽選番号通知用・抽選結果通知用郵便はがき」を入れて、応募する住宅の受付機関に次のことに注意して郵送又は持参してください。

- 1 申込みは、1世帯につき1通に限ります。**2通以上申し込まれると、全ての申込みが無効となります。**
- 2 「県営住宅申込整理票」及び「抽選番号通知用・抽選結果通知用郵便はがき」の「住所」「氏名」欄は、確実に郵便が届くように記入してください。また、「連絡電話」欄も必ず連絡のとれる電話番号を記入してください。
- 3 「入居資格本審査に必要な書類」(4ページ参照)は、入居資格本審査日において入居候補者及び補欠順位者に提出していただく書類となりますので、**申込みの段階では必要ありません。**

# 3 申込みから入居決定まで

申込みの受付  
(入居資格仮審査)

「県営住宅申込整理票」及び「抽選番号通知用・抽選結果通知用郵便はがき」を応募する住宅の受付機関に郵送又は持参してください。

※ 県営住宅申込整理票によって入居資格の仮審査（重複申込の確認など）を行い、入居資格がないと判断された場合には、この時点で**失格**になります。（正式な入居資格審査は、抽選会終了後の指定した日時に改めて行います。）

抽選番号通知

抽選番号・抽選日時・抽選場所をはがきで通知します。  
※ 返信用のはがきに切手を貼っていない場合、返送できませんので、ご注意ください。

公開抽選会

抽選結果（入居候補、補欠順位又は落選）をはがきで通知します。  
※ **電話によるお問合せはご遠慮ください。**  
※ 返信用のはがきに切手を貼っていない場合、返送できませんので、ご注意ください。

抽選会に欠席されても、抽選結果には影響しませんが、補充募集には応募できなくなります。

入居候補、補欠順位又は落選の決定通知

入居資格本審査の通知

入居資格本審査

入居資格本審査を受けていただくため、指定する日時・場所に、入居候補者本人が必要書類を持参してください。

※ 次の場合は**失格**となりますので、ご注意ください。  
① 入居資格本審査に欠席された方  
② 資格審査の結果  
・ 収入基準、同居親族、住宅の困窮等入居資格に該当しない場合  
・ 特組での入居候補者が特組に該当しない場合  
・ 申込整理票と内容が相違した場合  
など

入 居 決 定

## 4 入居決定から入居まで

### 入居決定の通知及び 入居説明会の通知

入居決定の通知とともに入居に必要な書類を交付しますので入居説明会までに準備してください。

- 請書（緊急連絡先1名の提出）
  - ※ 緊急連絡先には、入居者の安否確認や居所確認の必要が生じた場合の情報提供のお願いや、入居者に係る事件・事故等が発生した場合にお知らせします。
- 敷金（入居時家賃の3か月分）
- 口座振替依頼書
  - ※ 家賃等の納付は原則として、口座振替をお願いします。（口座をお持ちでないときは、理由を教えてください。）
- 個人番号届出書
  - 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。）第7条に規定する個人番号（いわゆる「マイナンバー」）の提供をお願いします。

### 入居説明会及び 入居手続

- 入居可能日の約1週間前に行います。
- 入居の手続きと入居後の注意事項などを説明しますので、入居者本人が出席してください。
- 請書の提出・敷金の納付などが完了した方に入居可能日通知書及びカギをお渡しします。

### 入 居

**カギの交付を受けた日から入居できます。**  
ただし、入居可能日から15日以内に入居していただくことになります。

# 5 必要書類

## 申込み（入居資格仮審査）に必要な書類

- ① 県営住宅申込整理票（7ページの「6 県営住宅申込整理票の記入例」参照）
- ② 抽選番号通知用はがき及び抽選結果通知用はがき（85円切手を貼ってください。）

## 入居資格本審査に必要な書類

★ 「入居資格本審査に必要な書類」は、入居資格本審査日において入居候補対象者に提出していただく書類となります。申込み（入居資格仮審査）の段階では必要ありません。

- ① 県営住宅入居申込書
- ② 申込者と同居親族全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（本籍のみ省略可）  
※ 外国籍の方は、「続柄」及び「国籍又は地域」の記載がある住民票の写しが必要です。
- ③ 戸籍謄本又は抄本（ただし、夫婦のみ又は夫婦と未成年の未婚の子のみで入居しようとする場合は不要です。なお、婚約者、内縁関係にある方及びパートナーシップ関係にある方の場合は戸籍謄本又は抄本が必要です。）  
※ 夫婦のみ又は夫婦と未成年の未婚の子のみで入居しようとする場合でも、新婚・婚姻予定世帯として特組（21ページ参照）で申し込まれた場合には、戸籍謄本又は抄本が必要な場合があります。
- ④ 最新の課税台帳記載事項証明書（所得証明書）（所得金額の記載があるもの）
  - 市町の税務担当課などで発行します。
  - 世帯全員必要です（中学生以下は除く）。
  - 入居する者（例えば、妻子など）が無収入の場合も必要です。
- ⑤ 収入を証明する書類  
世帯全員の収入を確認するため、次の書類の中であてはまるものをすべて提出してください。（コピー不可）

### 【年金受給者】

内 容	必 要 な 書 類
国民年金、厚生年金、恩給、各種共済年金を受けている方	最新の年金改定通知書・年金支払通知書（はがき）、源泉徴収票など

### 【給与所得者】

勤務状況	証明を要する期間	必要な書類
令和5年1月1日から引き続き現在の会社に勤務している方	令和5年1月～ 令和5年12月	令和5年分の源泉徴収票 [本人交付用]
令和5年1月2日以降に現在の会社に採用されている方	申込受付日前月までの1年間（採用されて1年未満の方は採用された月から支給見込額も含めて1年間）	給与支給証明書（県の指定様式：勤務先における月別証明が必要となります）

### 【事業所得者】

勤務状況	証明を要する期間	必要な書類
令和5年1月1日以前から事業を開始している方	令和5年1月～ 令和5年12月	次の書類が必要です。 確定申告済みの収入に係るもの ・確定申告書の控え（受付印があるもの） ・電子申告による申告内容確認票の写し（受付日、受付番号のあるもの）
令和5年1月2日以降に現在の事業を開始している方	事業を開始して1年以上の方は申込受付日前月までの1年間、 1年未満の方は申込受付日前月まで	確定申告済みでない収入に係るもの ・収支明細書 ・収支計算の根拠となる帳簿書類

### 【無職・無収入の方】

内容	必要な書類
失業中の方	雇用保険受給資格者証、離職票、その他失業の証明となるもの（会社の退職証明書など）
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書



⑥ その他必要な書類

内 容	必 要 な 書 類
単 身 者	(1) 戸籍謄本又は抄本 (2) 自活状況申立書（県の指定様式）
婚 姻 予 定 の 方	(1) 婚約証明書（県の指定様式） (2) 申込者及び婚約者の戸籍抄本 ○ 申込者又は婚約者が退職している場合は、退職証明書・離職票・雇用保険受給資格者証のいずれか ○ 申込者又は婚約者が退職を予定している場合は、会社の退職予定証明書（ただし、入居までに会社の退職証明書を提出していただきます。） ※ 上記書類のうち(1)婚約証明書は、原則として申込者及び婚約者双方の親の証明が必要です。
パートナーシップ関係にある方	パートナーシップ証明等（パートナーシップ宣誓制度に基づき発行される受領証、受領カード等） ※ 申込住宅が所在する市町の発行したものに限る。
申込者及び同居家族の親族関係が住民票で確認できない方	戸籍謄本
ひとり親世帯	戸籍謄本、児童扶養手当証書、その他ひとり親世帯であることを確認できる書類
心身障害者世帯	戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
難病患者	障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証等
原爆被爆者世帯	医療特別手当証書、特別手当証書、健康管理手当証書のいずれか
中国残留邦人等で支援給付を受けている方	支援給付受給証明書
引揚者世帯	引揚証明書、支給決定通知書（中国残留邦人等の帰国者）など
災害により家屋が滅失した方及び都市計画などにより立退きを要求されている方	り災証明書等それを証明する書類
ハンセン病療養所入所者等の方	ハンセン病療養所入所者等であることの証明書
親子ペア	戸籍謄本等、続柄を証する書類
D V 被害者	裁判所の保護命令書、女性相談支援センター等の証明書など
婚姻の日後3年以内（事実婚の届出をした日から3年以内、パートナーシップ宣誓等を行った日から3年以内）	・ 婚姻の日後3年以内であることが確認できる戸籍謄本 ・ 事実婚の方は事実婚の届出をした日から3年以内であることが確認できる書類 ・ パートナーシップ関係の方はパートナーシップ宣誓等を行った日から3年以内であることが確認できる書類
土砂災害特別警戒区域内に居住する方	(1) 持ち家の建築年月が分かる書類・持家の写真等 (2) 契約日が分かる書類（借地契約書等）・借家の写真等



# 6 県営住宅申込整理票の記入例

申込者の方が申込資格のあることを確認の上、チェックしてください。

## 県営住宅 申込整理票

ページの記入例を参照の上、内に必要事項を記入してください。

申込者の確認欄 ~ 申込者は該当する左の口<sup>○</sup>に必ずチェックしてください。

- 申込者が成人である
- 同居親族がいる（単身の方はチェック不要です）
- 世帯収入が基準内である（収入基準等は、「申込みのしおり」10～19 ページ参照）
- 住宅に困っている（要件は、「申込みのしおり」9 ページ参照）
- 申込者及び同居親族は暴力団員ではない
- 入居者資格について関係部署へ照会することを同意する
- 住宅分類・住宅種別に該当している（要件は、「県営住宅募集一覧」参照）
- 選考組に誤りがない（選考組別は、「申込みのしおり」参照）
- 申込時点において県営住宅家賃・駐車場使用料に滞納がない

「県営住宅募集一覧」から住宅分類・住宅種別に該当していることを確認の上、必ず記入してください。  
※ 記入されていない場合は、失格になります。

申込住宅	住宅名	号館・号室	住宅分類	住宅種別
	舟入住宅	1-101	<input type="checkbox"/> 一般世帯向 <input type="checkbox"/> 単身入居可能 <input type="checkbox"/> 単身者向	<input type="checkbox"/> 高齢者向 <input type="checkbox"/> 高齢者専用 <input type="checkbox"/> 身体障害者向 <input type="checkbox"/> 子育て世帯向

※広島市、尾道市、福山市、安芸郡の住宅に単身で申込みの方は、「申込みのしおり」9 ページを参照の上、該当項目に○をしてください。上記以外の住宅に単身で申込み場合・世帯で申込み場合は記入不要です。

該当項目がある場合は、項目を○で囲んでください。詳しくは「申込みのしおり」9 ページ、21 ページをご覧ください。

60 歳以上・身体障害者・精神障害者・知的障害者・戦傷病者・原爆被爆者・生活保護受給者・中国残留邦人等・引揚者・ハンセン病療養所入所者・DV 被害者

該当する方は「申込みのしおり」21 ページを参照の上、該当項目に○をしてください。選考組での入居候補者が入居資格本審査の結果、特組に該当しない場合は失格となります。

高齢者・ひとり親・心身障害者・難病患者・原爆被爆者・引揚者・親子ペア・災害等・多子・ハンセン病・DV 被害者・犯罪被害者・婚姻後 3 年又は婚姻予定・土砂災害特別警戒区域居住者

申込者本人	住所	〒730-8511 広島市中区基町 10-52		
	ふりがな	ひろしま じろう	連絡先	(082) 0000 -XXXX
	氏名	広島次郎	電話番号	自宅 勤務先・携帯電話・その他
	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 · 女	生年月日	大昭和 〇〇年 7 月 3 日 年 齢 54

現在お住まいの住宅について、当てはまるものを○で囲んでください。

確実に連絡のとれる電話番号を記入してください。  
※ 記入されていない場合は、失格になります。

同居しようとする親族	ひろしま はな こ		妻	男 <input checked="" type="radio"/> 女	大昭和 〇〇年 12 月 15 日	49
	広島花子					
	ひろしま ゆう こ		子	男 <input checked="" type="radio"/> 女	大昭和 ××年 5 月 23 日	16
	広島優子					
ひろしま けん じ		父	男 <input checked="" type="radio"/> 女	大昭和 ΔΔ年 4 月 13 日	80	
広島賢二						
			男 · 女	大昭和 年 月 日		
			男 · 女	大昭和 年 月 日		

※記入後、内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合や記載内容が事実と異なる場合は、失格となります。

入居しようとする親族の方全員を記入してください。  
※ 記入されていない場合は、失格になります。

# 7 申 込 資 格

## (1) 一般世帯の資格

県営住宅に申し込まれる方は、次の①～⑥のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ① 申込者が成人であること。
- ② 現に同居又は同居しようとする親族がいること。
  - ※1 原則として、夫婦（婚約者、内縁関係にある方〔住民票・保険証で確認できる方〕及びパートナーシップ関係にある方を含む。）又は親子を主体とした家族であること。
  - ※2 家族を不自然に分割したり、統合して申し込むことはできません。  
（注）原則として、夫婦（内縁関係にある方及びパートナーシップ関係にある方を含む。）を分離しての申込みはできません。
  - ※3 特別な事情がある場合は、各受付機関にご相談ください。
- ③ 世帯の収入（月収額）が158,000円以下であること。

（注）この月収額は10ページの月収額の計算方法により算出した公営住宅法施行令に定める収入額で、一般に言われる「月々いくら」とか「手取り」などとは異なります。

### ★ 裁量階層における入居者資格の緩和

次に掲げる世帯（これらの世帯は、一般世帯との混同を避けるため「裁量階層」と呼ばれています。）については、特に居住の安定を図る必要があると考えられるため、入居収入基準（月収額）は一般世帯より高い**214,000円**までとなります。（各年齢については、入居可能日を基準日とする。）

裁 量 階 層 の 世 帯	提出する書類(写し)	
身体障害者世帯	入居者又は同居者に、身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が <b>1～4級</b> の方がいる世帯	身体障害者手帳
精神障害者世帯 知的障害者世帯	入居者又は同居者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する <b>1級又は2級</b> の精神障害者の方がいる世帯又は同程度と認められる知的障害者の方( <b>最重度A、重度A、中度B</b> )がいる世帯	精神障害者保健福祉手帳 療 育 手 帳
高齢者世帯	入居者が <b>60歳以上</b> の方であり、かつ、同居し又は同居しようとする親族のいずれもが <b>60歳以上の者である世帯</b> 。 （単身で60歳以上の方も該当します。）	住 民 票 の 写 し 住 民 票 記 載 事 項 証 明 書
子育て世帯	同居者に <b>18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者</b> がいる世帯	
戦傷病者世帯	入居者又は同居者に戦傷病者手帳の交付を受け手帳に記載されている障害の程度が恩給法の <b>特別項症</b> から <b>第6項症</b> の方又は <b>第1款症</b> の方がいる世帯	戦 傷 病 者 手 帳
原子爆弾被爆者世帯	入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受けている方がいる世帯	医 療 特 別 手 当 証 書 特 別 手 当 証 書
引揚者世帯	入居者又は同居者に、海外から引き揚げて <b>5年を経過していない方</b> がいる世帯	引 揚 証 明 書
ハンセン病療養所入所者等世帯	入居者又は同居者に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定する方がいる世帯	ハンセン病療養所入所者等 であることの証明書

④ 現在、住宅に困っていること。

※ 原則として、次の方は申込みすることはできません。

- (ア) 持ち家のある方（同居しようとする親族に持ち家がある方がいる場合も含む。）  
ただし、持ち家を売却予定、競売予定若しくは除去予定の場合、又は土砂災害特別警戒区域指定前から区域内に持ち家がある場合は、申込みできる場合がありますので、ご相談下さい。
- (イ) 公営住宅（県市町村営住宅）等の使用名義人。  
特別な事情がある場合は、各受付機関にご相談ください。

⑤ 申込者又は同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

⑥ 申込者又は同居親族に県営住宅の未納家賃、駐車場の使用料の滞納又は県営住宅、駐車場に係る損害賠償金がないこと。

(2) 単身者の資格

単身で申込みができる方は、前ページの(1)一般世帯の資格の②を除いた各項にあてはまる方で、戸籍上配偶者がいない方(DV 被害者を除く)です。さらに、次の表のいずれかの事項にあてはまる必要があります。ただし、

- 同居親族がありながら、不自然に親族と別居して単身で申し込むことはできません。
- 呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市に所在する県営住宅は、次の表の事項にあてはまらない方でも単身で申し込むことができます。（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域等、政令附則第7項に規定する地域を持つ市町）

※ 日常生活において、常時介護を必要とされる方でも、必要な介護体制が整い、日常生活に支障がない方は、申込みができます。ただし、県営住宅に入居した場合において、必要な介護体制が整わないなど、日常生活に支障があると認められる場合は、申込みをお断りすることがあります。  
(各年齢については、入居可能日を基準日とする。)

単身者の資格		提出する書類（写し）
①60歳以上の方	60歳以上の方	
②身体障害者	身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方	身体障害者手帳
③精神的障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1～3級の精神障害者の方又は同程度と認められる知的障害者の方	精神障害者保健福祉手帳療育手帳
④戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症の方又は第1款症の方	戦傷病者手帳
⑤原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受けている方	医療特別手当証書 特別手当証書
⑥生活保護受給者等 中国残留邦人等	現在、生活保護を受けている方、又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項等に規定する支援給付を受けている方	生活保護受給証明書 支援給付受給証明書
⑦引揚者	海外から引き揚げて5年を経過していない方	引揚証明書
⑧ハンセン病療養所入所者等	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定する方	ハンセン病療養所入所者等であることを証明
⑨DV被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者（同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）でイ、ロ又はハのいずれかに該当する方 イ 同法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方 ハ 女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている方	女性相談支援センター等の証明書 裁判所の保護命令書

# 8 収入基準

県営住宅の申込みには、あなたの収入（月収額）が一定の基準内であることが必要です。  
次の計算方法により、あなたの収入が基準内かどうかを確かめてください。

## (1) 月収額の計算方法

- ① 申込者の世帯全員の年間総所得金額を対象とします。  
（例えば、夫（又は妻）が単身赴任等で入居時に同居しない場合でも、申込者の世帯全員）  
の年間総所得金額に夫（又は妻）の所得を含みます。
- ② 各々の年間総所得金額から個別の控除額を差し引いたものを合算します。
- ③ 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を差し引いたものを、12で割り、**月収額**を算出します。

### 《算式》

①	②		③	④		÷ 12 =	<b>世帯の月収額</b> (小数点以下は切 捨てください)
年間 総所得金額 ※	- 個別の特別控除	-	一般控除	+ その他の特別控除			↓
<small>※各人に給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある場合は、各人の給与所得又は公的年金等に係る雑所得から10万円（給与年金控除）を控除した金額とする。 （詳しくは、13ページ表3各種控除一覧表をご覧ください。）</small>							<b>この金額を次の表にあてはめてください。</b>

月 収 額	申 込 資 格
214,000円を超える	なし
214,000円以下	裁量階層の申込資格あり
158,000円以下	一般世帯の申込資格あり

※ 一般世帯と裁量階層については8ページの説明を参照してください。

※入居後、引き続き3年以上居住し、かつ月収額が158,000円（裁量階層の世帯は214,000円）を超える場合は収入超過者となり、住宅を明け渡すよう努めなければなりません。

## (2) 収入の種類

収入計算の対象となる収入	収入計算の対象とならない収入
<p>申込者及び同居親族（婚約者を含む）が得ている収入で、次に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民年金、厚生年金、恩給等（ただし、遺族年金、障害年金は対象になりません。）</li> <li>○ 給与、賞与、残業その他の手当（アルバイト・パート等の収入も含む。）</li> <li>○ 事業による所得（生命保険の外交員等の報酬も含みます。）</li> <li>○ 日雇い等による所得</li> <li>○ その他、利子・配当など継続的な収入で課税対象になるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護の扶助料</li> <li>○ 各種の原爆被爆者手当</li> <li>○ 雇用保険金</li> <li>○ 労災保険金</li> <li>○ 休業補償</li> <li>○ 遺族が受給している恩給及び年金</li> <li>○ 障害年金、障害福祉年金</li> <li>○ 母子年金、母子福祉年金</li> <li>○ 老齢福祉年金</li> <li>○ 給与所得者の一定額までの通勤手当</li> <li>○ 仕送り</li> <li>○ 学費に充てるために給付される奨学金などの非課税所得並びに退職金及び譲渡所得などの一時的な所得</li> </ul>

(注) 過去又は現在に収入があっても、入居可能日までに退職される方は、収入は0円とします。

## (3) 所得の合算

次のような場合は、所得を合算して計算してください。

- 申込世帯の中で、2人以上に収入があるときは、収入のある方全員の年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。
- 1人で2種類以上の収入を得ているとき（例：年金と給与、給与と事業所得等）は、年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。（19ページの計算例参照）
- 1人で同じ種類の収入を2カ所以上から得ているとき（例：2カ所以上から給与を得ている、2種類の年金を得ている等）は、まず総支給額を合算してから年間総所得金額を出します。



## (4) 収入基準早見表

- 表1では、次の2つの事項に該当する場合に限り、申込みができるかどうか判定できます。

- ① 給与所得者が1名
- ② 特別控除がない（次ページの表3参照）

上記の事項に該当する方は、源泉徴収票の支払金額を申込家族数に応じて表1にあてはめてください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払金額欄に記載されている額を表1にあてはめてください。

ただし、就職して1年未満の場合及び休業・休職期間がある場合は、次の計算方法で年間総収入金額を算出して表1にあてはめてください。

$$\text{年間推定総収入金額} = \frac{\text{※総収入} - \text{賞与}}{\text{勤務月数}} \times 12\text{ヵ月} + \text{賞与}$$

- ※ 総収入とは、給与の支給を受けた月の給与の合計額（ただし、採用された日が月の2日以降の場合はその月を除いた合計額）

表1 収入基準の年収早見表

月収額	申込みができる年間総収入金額（円）					
	申込み家族数（申込者を含む。）					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000 以下	2,968,000 未満	3,512,000 未満	3,996,000 未満	4,472,000 未満	4,948,000 未満	5,424,000 未満

- 表2では、次の2つの事項に該当する場合に限り、申込みができるかどうか判定できます。

- ① 事業所得者又は前ページの所得の合算をした場合
- ② 特別控除がない（次ページの表3参照）

上記の事項に該当する方は、年間総所得金額を申込家族数に応じて次ページの表2にあてはめてください。

表2 収入基準の年間所得早見表

月収額	申込みができる年間総所得金額（円）					
	申込み家族数（申込者を含む。）					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000 以下	1,896,000 以下	2,276,000 以下	2,656,000 以下	3,036,000 以下	3,416,000 以下	3,796,000 以下

## (5) 年間総所得金額から差し引く各種控除

表3 各種控除一覧表

（各年齢については、入居可能日を基準日とする。）

区分	控除名	控除対象者	控除額
一般控除	同居者控除	申込家族のうち申込者以外の方	1人につき 38万円
	別居の扶養親族控除	同居の親族以外で、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	
個別の特別控除	寡婦控除	合計所得金額（※）が500万円以下のうち、次のいずれかに当てはまる方（ひとり親控除に該当する方を除く。） ①夫と離婚した後婚姻していない方のうち、扶養親族を有する方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない方 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とします。	1人につき その人の所得から 27万円 （所得が27万円以下の方はその所得金額）
	ひとり親控除	婚姻していないことまたは配偶者の生死の明らかでない人のうち次の3要件全てにあてはまる方 ①事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない ②生計を一にする子がある（他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない総所得金額が48万円以下の子に限る） ③合計所得金額が500万円以下 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とします。	1人につき その人の所得から 35万円 （所得が35万円以下の方はその所得金額）
その他の特別控除	障害者控除 （特別障害者控除）	申込者又は一般控除対象者の中で障害者手帳などを交付されている方 （身障者手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第3項症、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級等）	1人につき 27万円 （1人につき） 40万円
	老人同一生計配偶者控除	所得税法の同一生計配偶者のうち、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	老人扶養親族控除	所得税法の扶養親族で、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	特定扶養親族控除	所得税法の扶養親族で、年齢16歳以上23歳未満の方（配偶者を除く）	1人につき 25万円
給与年金控除	給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額	1人につきその人の給与所得又は公的年金等に係る雑所得から 10万円 （所得が10万円以下の方はその所得金額）

※ 「総所得金額等」、「合計所得金額」は、所得税法の取扱いに従います。



## (6) 収入計算の流れ

### ① 収入計算の順序（全体の流れ）

収入の計算は次の順序にしたがって計算していきますと⑥で世帯の月収額が算出されます。

計算にあたっては、まず、収入が1～7のどれにあてはまるかを確認の上→に沿って具体的に数字をあてはめながら計算してみてください。

### 手順

①収入が1～7のどれにあてはまるかを確認します→②必要な収入証明をそろえます→③年収又は推定年収を出します

#### ア 年金の方

- |   |                               |      |
|---|-------------------------------|------|
| 1 遺族年金、障害年金等法律により非課税とされているもの              | → 非課税のため収入計算の対象となりません         | → 0円 |
| 2 国民年金、厚生年金、公務員共済年金等の公的年金<br>(16ページの例を参照) | → 令和5年分の源泉徴収票の支払金額又は改定通知書の年金額 | → 円  |

#### イ 給与の方

- |   |   |     |
|---|---|-----|
| 3 現在の勤務先に令和5年1月1日以前に就職し、引き続き勤務しているとき<br>(17ページの例を参照)            | → 令和5年分の源泉徴収票の支払金額  | → 円 |
| 4 現在の勤務先に令和5年1月2日以降に就職したとき                                      | → 勤務先の受付日前月までの1年間の給与、賞与等(税込み)の証明<br>就職して1年未満の方は雇用条件に基づく1年分の支給見込額を含めた額 | → 円 |
| 5 現在の勤務先に就職してからまだ1カ月の給料を支給されていないとき、又は就職したばかりのとき<br>(17ページの例を参照) | → 勤務先の雇用条件に基づく1年間の支給見込額(給与、賞与等(税込み))の証明                               | → 円 |

#### ウ 事業所得の方

- |   |   |                           |
|---|---|---------------------------|
| 6 令和5年1月1日以前から現在まで継続して同じ事業をしているとき<br>(18ページの例を参照) | → 令和5年分の確定申告書(控)から所得金額を算出                           | → 円                       |
| 7 令和5年1月2日以降に事業を始めたとき                             | → 事業を開始して1年以上の方は、受付日前月までの1年間の、1年未満の方は受付日前月までの売上、経費等 | → 対象期間の売上、経費等の資料が必要となります。 |